

ID: 133

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	市営住宅の目的外使用の期間延長の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則 第23条の2第7項
例 規 番 号	平成10年規則第10号
【根拠条文】 (市営住宅の目的外使用) 第23条の2 条例第42条の2に規定する犯罪被害者等のうち規則で定めるものは、犯罪被害(犯罪行為(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。)による死亡、重傷病(療養に1月以上の期間を要する負傷又は疾病をいう。)をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病の原因となり得るものを含み、発生日から起算して1年以内の被害に限る。)を受けた者であって当該犯罪被害を受けたときから引き続き市内に住民登録を有している者(以下「犯罪被害者である市民」という。)又はその配偶者、扶養義務者若しくは遺族(配偶者及び扶養義務者を除く。)であって当該犯罪被害の発生時に当該犯罪被害者と同居していた者とする。ただし、次に掲げる場合は、除くことができるものとする。 (1) 犯罪被害者である市民と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。 (2) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責に帰すべき行為があったとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、社会通念上適切でないと市長が認めるとき。 2 犯罪行為が次の各号のいずれかに該当し、当該犯罪被害者である市民の生命若しくは身体に重大な危険が生じていたとき、又は犯罪行為が行われた時に犯罪被害者である市民の申立てにより、加害者に対し、配偶者暴力防止等法第13条に規定する保護命令が発せられていたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該犯罪被害者である市民を前項の規則で定めるものに含むものとする。 (1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待 (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号、第5項第1号ホ及び同項第2号(第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。) (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号、第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。) 3 条例第42条の2第2項の規定による許可の期間は、1年以内とする。 4 市営住宅の目的外使用の許可を受けようとする者は、市営住宅目的外使用許可申請書(様式第18号の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用を許可するときは、市営住宅目的外使用許可書(様式第18号の3)により当該申請者に通知す	

るものとする。

- 6 市営住宅の目的外使用の期間の延長を受けようとする者は、市営住宅目的外使用期間延長許可申請書(様式第18号の4)を市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市営住宅の目的外使用の期間の延長を許可するときは、市営住宅目的外使用期間延長許可書(様式第18号の5)により当該申請者に通知するものとする。この場合において、延長を許可する期間は、第5項の規定により許可を受けた期間と併せて、1年を超えない期間とする。
- 8 市営住宅の目的外使用については、第12条、第13条、第15条から第17条まで、第22条及び第23条の規定を準用する。

【基準】

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日